

附則第三十条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「新特例法」を「特例法」に改める。

附則第三十二条及び第四十一条中「新特例法」を「特例法」に改める。

第十五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「みなして」の下に「在留資格認定証明書（を）を加え、の証明書」を「に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の五第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の六第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の七第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「法務大臣」の下に、「出入国在留管理庁長官」を加える。

第十七条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第九条及び第十一条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「の規定中「主務大臣」を「中」出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十四条から第十八条まで、第十九条第一項及び第二十一条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第二十六条第五号八中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十九条の見出し及び同条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十条第一項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し」に改め、「実習実施者及び監理団体に対し」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十一条第二項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は第一号に掲げる者に対し、主務大臣は第二号に掲げる者に対し」に改め、「実習実施者、監理団体その他関係者に対する」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 実習実施者及びその関係者（監理団体の関係者を除く。）
二 監理団体及びその関係者その他関係者（前号に掲げる者を除く。）

第五十三条及び第五十五条中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第四百零三条第三項中「地方運輸局長」の下に「運輸監理部長を含む。次項において同じ。」を加え、同条第五項中「主務大臣の権限（を）を「出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により出入国在留管理庁長官に委任されたものを含む。）及び厚生労働大臣の権限（第七条第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律に規定する法務大臣の権限（第七条第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに）第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。

第六百零六条第二項中「主務大臣」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加える。

第十八条 政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カートの番号（出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カートの番号をいう。）その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
法務大臣 山下 貴司
厚生労働大臣 根本 匠
国土交通大臣 石井 啓一

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百三十三号

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 特定興行入場券の不正転売等の禁止（第三条・第四条）
第三章 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置（第五条―第八条）
第四章 罰則（第九条）

第一章 総則

第一条（目的） この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「興行」とは、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること(日本国内において行われるものに限る)をいう。

2 この法律において「興行入場券」とは、それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証券(これと同等の機能を有する番号、記号その他の符号を含む)をいう。

3 この法律において「特定興行入場券」とは、興行入場券であつて、不特定又は多数の者に販売され、かつ、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 興行主等(興行主(興行の主権者をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者をいう。以下同じ。))が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興行入場券の券面に表示し又は当該興行入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む)の映像面に当該興行入場券に係る情報と併せて表示させたものであること。

二 興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者(興行主等が当該興行を行う場所に入場することができることとした者をいう。次号及び第五条第一項において同じ。又は座席が指定されたものであること。

三 興行主等が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を確認する措置を講じ、かつ、その旨を第一号に規定する方法により表示し又は表示させたものであること。

イ 入場資格者が指定された興行入場券 入場資格者の氏名及び電話番号、電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。その他の連絡先(口において単に「連絡先」という。))

ロ 座席が指定された興行入場券(イに掲げるものを除く。) 購入者の氏名及び連絡先

第二章 特定興行入場券の不正転売等の禁止

第三条 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。

(特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止)

第三章 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

第五条 興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同じの者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。(相談体制の充実等)

第六条 国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

2 興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

(国民の関心及び理解の増進)

第七条 国及び地方公共団体並びに興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。(施策の実施に当たつての配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たつては、興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第四章 罰則

第九条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

第二条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六の二 興行入場券(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成三十年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する興行入場券をいう。)の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(準備行為)

第三条 前条の規定による改正後の文部科学省設置法の施行のために必要な準備行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百四号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 成育医療等基本方針(第十一条)

第三章 基本的施策(第十二条―第十六条)

第四章 成育医療等協議会(第十七条・第十八条)

第五章 雑則(第十九条)

附則